

市営住宅<空家>入居者募集

公営住宅<空家>

△：風呂と台所のみに対応

団地名	空家番号	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	污水处理	家賃月額(円)
浦船団地	3-1	S56	木造浦船135-5	簡易耐火2階建6連戸3DK	○	×	×	×	○	汲取り	13,500 ～20,100
浦船団地	13-4	S61	木造浦船135-15	簡易耐火2階建5連戸3DK	○	×	×	×	○	汲取り	14,500 ～21,600
森田第2若緑団地	16	H18	森田町上相野若緑50	木造平屋2連戸3LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	26,000 ～38,700
森田第2若緑団地	38	H21	森田町上相野若緑50	木造平屋2連戸2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	24,900 ～37,100
つきみの団地	13	H13	森田町森田月見野300-2	木造平屋1戸建2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	20,700 ～30,800
桑野木田団地	9	H2	柏桑野木田浅井35-4	木造平屋1戸建3DK	○	○	○	△	×	下水道	16,000 ～23,900
鶴野団地	18	H4	柏桑野木田鶴野7-2	木造2階建8連戸3DK	○	○	○	○	○	下水道	21,200 ～31,500
宮川団地	11	H3	稲垣町豊川宮川144-1	木造2階建1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	19,200 ～28,600

募集期間	2月16日(木)～2月22日(水) ※入居可能日は4月上旬となります
申請資格	①現に同居し、または同居しようとする親族がいること(満60歳以上の高齢者等は単身入居可) ②申請者の世帯の合算所得が月額158,000円以下であること(所得は各種控除後の金額)※裁量世帯の場合は月額214,000円以下 ③税の滞納がないこと(同居予定者を含む) ④住宅に困窮していることが明らかでないこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」 申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」 申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」 申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯 ・身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、愛護手帳(A・B)
必ず必要な書類等	①入居希望申請書(用紙は市役所住宅建築課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ④申請者の印鑑(認印) ⑤入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がある場合は手帳の写し ※現在の居住場所や家族構成によってはその他の書類が必要となります。詳しくは建築住宅課の窓口でご確認ください。
決定方法	応募書類について審査のうえ、3月中旬の選考により決定します。
その他	①入居者で選考された方は、家賃3か月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。 ②事前相談は、随時受け付けています。

●市営住宅での「ペット飼育、一時預かり、餌付け」は禁止です

市営住宅は多数の世帯が居住する共同住宅です。入居者の中には、動物アレルギーを持つ方や、動物の苦手な方がいます。また、犬、猫、鳥などのペットの飼育は、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となりますので、市営住宅ではペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)

広 告

杉 山 塗 装

代表 杉山勇太

塗装工事一式

塗装のことならなんでもご相談を

つがる市木造川除鷲爪4-23

TEL/FAX 0173-26-7065 携帯 080-5573-4037

広 告

祝! 第22期生第1志望校合格者!!

平成28年度入試合格実績(一部掲載)

★五所川原高校10名 ★弘前高校2名
★木造高校5名 ★函館ラ・サール高1名
★五所農林(土木)1名

小学3年生～ 小6対象:中学準備クラス受付開始!
高校受験まで

進学・学習指導教室

萩野学習会

対象/小学生・中学生(国・英・数・社・理)

〒038-3136 つがる市木造萩野13-23(商工会館裏) お問い合わせは TEL.0173(42)1738

平成29年4月分
(5月中旬請求)から

下水道使用料金が改定されます

現在、農業集落排水処理地区と公共下水道の富范地区は、世帯員数による人頭制の料金制度になっておりますが、公共下水道の木造地区と同じ上水道の使用水量をもとにした従量制に変更となります。

●下水道使用者で次のような方は、下水道課までご連絡ください

- ①井戸水などを下水道に排出している方 → 使用状況により使用水量を算出します。
- ②1つの水道メーターを2軒で使用している方 → 使用状況により使用水量を算出します。
- ③農業利用、洗車などに上水道を大量に使用している方で、子メーターを設置（使用者負担）することで、その使用水量の除外を希望する方 → 設置にあたり市へ届け出が必要となります。

◎下水道使用料金表（29年4月分から）

使用料区分	基本使用料	排除水量の区分	1 m ³ あたりの金額 (消費税別)
一般事業A (一般家庭)	8 m ³ まで 1,300円	9 m ³ ～ 30 m ³	150円
		31 m ³ ～ 40 m ³	170円
		41 m ³ ～ 100 m ³	190円
		101 m ³ ～ 150 m ³	240円
		151 m ³ ～	290円
事業B (旅館業、飲食業など 業務用調理場を備える 事業所)	10 m ³ まで 2,100円	11 m ³ ～ 30 m ³	190円
		31 m ³ ～ 40 m ³	220円
		41 m ³ ～ 100 m ³	240円
		101 m ³ ～ 150 m ³	290円
		151 m ³ ～	340円
公衆浴場および 水泳プール用	10 m ³ まで 1,500円	11 m ³ ～	22円

皆さまの下水道使用料が
下水道事業を支えています！



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

【問い合わせ先】下水道課
電話42-2111(内線374)

未支給年金の手続きはお済みですか？

年金情報

未支給年金の請求と死亡届

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、届け出が必要です。年金を受けている方が亡くなった月分までの年金は未支給年金として、その方と生計を同じくしていた遺族が請求して受け取ることができます。また、生計を同じくしていた遺族がいない場合でも、死亡届を提出することになります。まだ請求されていない方は、日本年金機構から、お知らせが届いていると思いますので、持参の上、早めに手続きをされますようお願いいたします。この届け出が遅れると、後で年金の返納が発生する場合があります。



未支給年金を請求できる方

亡くなった方と生計を同じくしていた遺族で、次の順位で請求できます。

1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他3親等以内の親族(甥・姪・おじ・おば・子の配偶者)

未支給年金請求手続きに必要なもの

- ①請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本
- ②請求者の住民票謄本
- ③死亡者の住民票除票
- ④請求者の金融機関の預貯金通帳
- ⑤死亡者の年金証書
- ⑥請求者と死亡者の住所が異なる場合は、生計同一証明書
- ⑦請求者の認印
- ⑧請求者の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)

※ 請求者以外の方が窓口に来られる場合は委任状が必要となります。

※ 死亡一時金や遺族年金が発生する場合がありますので、早めに市民課年金係または稲垣・車力出張所、弘前年金事務所にお尋ねください。

移動年金相談日 日時 2月22日(水)、3月22日(水)、4月26日(水) 10時～15時

場所 つがる市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。

弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話42-2111(内線261・267) 弘前年金事務所 電話0172-27-1337
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111